

平成30年4月9日に発生した島根県西部を震源とする地震被災者に対する  
災害対策農業資金の対応について

平成30年4月10日  
島根県農業協同組合

平成30年4月9日に発生した島根県西部を震源とする地震で被災した農業者の早期復旧を支援するため、以下のとおり災害対策農業資金の対応を行います。

1. 災害対策農業資金の概要

(1) 貸付対象者

災害により被災した農業者、農業者が組織する法人・団体等。

(2) 資金使途

農業経営の再建を図るために必要とする運転資金、施設・設備修復資金。

(3) 貸付金額

3,000万円以内とします。

(4) 貸付期間

20年以内（うち据置期間2年以内）とします。

なお、運転資金は10年以内（うち据置期間2年以内）とします。

(5) 貸付利率

0.15%

2. 島根県農業信用基金協会の保証料助成について

農業所得増大応援キャンペーンの災害復旧支援事業（事業総額1,500千円）を活用し、当組合が全額助成します。

3. 取扱期間

平成30年4月10日（火）から平成31年3月29日（金）とします。

以上

【本件にかかる照会先】

島根県農業協同組合  
融資部 農業金融課  
担当（高橋、松尾）  
Tel：0852-35-9036